

JAHFIC
が対応

新制度対応の第三者認証

届出書を提出前に審査

機能性表示食品制度に対応した第三者認証サービスを、一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター(JAHFIC、田中平三理事長)が15日から始める。不備や疑義が出る可能性の少ない届出書を準備してもらおうのが狙い。最終製品だけではなく原料にも対応する。1日、発表した。

この新しい第三者認証は、JAHFICが2010年から運営している、サプリメントや健康食品の安全性、品質を第三者が認証する「ハイクオリティ(HQ)認証」に関するもの。従来のHQ認証に対し、機能性に対する認証を付加する。

認証を受けたい事業者に、機能性表示食品制度の届出書

類と同じ書類を提出してもらう。これを消費者委員会新開発食品調査部会の委員経験者など学識経験者で構成する第三者組織で全面的に検証し、機能性表示食品の要件に通っているかどうかを認証する。事実上、届出書を事前に「審査」することになる。

「消費者庁は届出書を審査しない。そのため届出情報が

企業都合になるという懸念が指摘されている。第三者が事前に審査することで懸念を解消したい」とJAHFICの担当者は話す。

既存HQ認証と同様に、新たな第三者認証サービスでも認証作業には、日本医師会などが健康食品の情報収集に利用している「ナチュラル・メディシン・データベース」を活用する。掲載情報が更新されれば、認証先企業に迅速に情報提供するなどして「届出書のアップデートもサポートする」(同)。また、届出情報に方が一疑義が生じた場合

は、「2年間の認証期間中は、JAHFICが説明責任のサポートを行う」と言う。

新制度では原料での届出はできないが、新しい第三者認証サービスでは最終製品と同様に、機能性や安全性の科学的根拠を届出書の形式で提出してもらい内容を検証。認証を取得することで、最終製品販売会社に対する「届出サポートにつながるのではないか」(同)と話す。企業などからの研究レビューの委託や、企業が実施したレビューの第三者審査にも応じていく計画だ。